

年度報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

小笠原島漁業協同組合

令和 6 年度 業務報告

【施設の利用案内・受付】

○指定施設の利用案内を作成・周知し、受付を実施した。

その際に入出港届等の書類提出義務の告知を要約して配布した。

【指定施設の利用許可】

○利用許可の決定を行い、利用者に利用許可書および承認ステッカーを交付した。

【利用料金の収受】

○別紙利用料金収入のとおり

【施設の維持管理】

○日常的に巡回・清掃を実施。台風や強風・大雨の後日にスロープ等の清掃を実施

○東京都が実施した利用に関するアンケートを配布、回収について協力した。

○管理区域内の駐車状況の改善を促した。

○船舶の有無、利用確認を行う。

【その他】

○稼働状況の少ない船舶の所有者に対し、施設利用の解約を勧めた。

○利用者同士の利用場所の交換を受け、許可を行った。

○利用者要望を受け二見漁港船揚場 1 号（奥村船置場）のスロープを増設した。

施設の管理状況

管理状況の総括

- ・日々朝・昼・夕方に見回りを実施した。
- ・台風発生時などは、利用者や遊漁部と連携し、迅速な養生・被害対処の呼びかけを行い、施設の安全管理を徹底した。台風通過後の見回りや漂着物の回収も行った。
- ・施設の利用方法について、利用者に現場で指示、指導、説明を行った。同時に要望の聞き取りも実施した。
- ・域内駐車について指示・指導を行った。

非常時等の対応

日付	業務内容	栈橋 1	栈橋 2	船揚場 (1号)	船揚場 (1号その2)	船揚場 (2号)	前面泊地 護岸(保安署横)	前面泊地 護岸(赤間裏)前	前面泊地 護岸(野積場前)	波堤内側泊地 二見漁港中央防
4月27日	・漂着物の回収(強風後) ・見回り			●		●				
5月3日	・見回り ・漂着物の回収					●				
5月30日	・見回り(台風到来) ・漂着物の回収					●				
6月8日	・見回り ・漂着物の回収			●		●				
6月20日	・見回り ・漂着物の回収					●				
7月16日	・見回り(台風3号後) ・漂着物の回収					●				
8月7日	・見回り(台風5号発生)									
8月9日	・見回り(台風5号後) ・漂着物の回収			●		●				
8月13日	・見回り(台風7号接近)									
8月16日	・見回り(台風7号後) ・漂着物の回収			●		●				
8月24日	・見回り(台風10号接近)									
8月26日	・見回り(台風10号後) ・漂着物の回収			●		●			●	
9月6日	・見回り(台風12号後)			●		●			●	
9月26日	・見回り(台風16号後)			●		●			●	
10月11日	・見回り(台風19号後) ・漂着物の回収			●		●			●	
11月17日	・見回り ・漂着物の回収			●		●				
12月27日	・見回り ・漂着物の回収			●		●				
1月10日	・見回り ・漂着物の回収					●				
2月21日	・見回り ・漂着物の回収					●				
3月26日	・見回り ・漂着物の回収					●				

※ 日常の清掃、点検以外に、漂着物撤去、点検、台風への対応等を行った施設について、●印を付けている。

指定管理者アンケート結果（令和6年度）

（単位：件）

配布数	回収数	回収率
96	62	65%

（単位：件）

十分満足 している	まあ満足 している	やや 不満である	かなり 不満である	未回答
21 (34%)	31 (50%)	8 (13%)	2 (3%)	0 (%)

【主な意見・要望】

1 施設整備に関する意見・要望

- ◆駐艇枠が狭く、使いづらいので拡げてほしい。（船揚場1、2号）
- ◆通路が狭く船の出し入れが辛い。（船揚場1号）
- ◆スロープ滑り材が傷んでいて上下架の時不安。（船揚場2号）
- ◆スロープ延長をしてほしい。（船揚場2号）

2 施設管理に関する意見・要望

- 利用申請等の手続きをインターネット経由にしてほしい。
- 料金の支払方法で振込が選択できないか。
- 駐艇枠の白ラインを引き直してほしい。
- 利用者が駐車したまま海に出て船の出入りに支障があり迷惑。

【意見・要望の考察】

1 施設整備について

- ◆プレジャーボートだけではなく漁船を含めた漁港施設管理の中で船揚場の所要面積を設定している。利用漁船数に応じて係留施設の充足率を算定したうえで整理する必要があることから急な対応は難しい。
- ◆スロープ等の損傷については、適宜状況を確認（健全度調査）し、必要に応じて補修を行っていく。
- ◆船揚場2号のスロープ延長については、設計を進めている。

2 施設管理について

- 指定管理者がインターネットホームページを持ち合わせていないので。Webでの手続きはすぐに対応できないが、申請書のメール受付等を検討していく。
- 口座振り込みについて検討する。
- 今年度の修繕費（最大30万円／件）の中でライン引き可能か検討する。
- 利用者のマナーや施設内の安全については指定管理者が巡回時など常日頃から注意・指導を行う等実施している。引き続きマナー向上啓蒙や安全喚起を徹底するよう、都としても指定管理者に対して指導していく。

漁港施設事業報告書 (令和6年度)

令和7年4月

団体名 小笠原島漁業協同組合

I 収支報告

1 収 入

(単位:円)

項 目	内 容	金 額
利用料金		7,068,600
利用料金収入	栈橋、船揚場、泊地の利用料金収入	7,068,600
計 (A)		7,068,600

2 支 出

(単位:円)

項 目	主 な 用 途	金 額
人件費	現場に配置されている職員等の経費（給与、諸手当、法定福利費、厚生費など）	6,120,000
事業費		568,199
光熱水費	ガソリン代他	132,000
備消耗品費等	コピー用紙等消耗品、備品、修繕費等	284,327
役務費等	利用案内郵送料、電話代等	141,872
その他経費	収入印紙等	10,000
計 (B)		6,688,199

3 収支差額

(単位:円)

項 目	内 容	金 額
収 支 差 額	(A) － (B)	380,401

Ⅱ 財務諸表（抜粋）

（単位：円）

科 目		金 額
漁港管理委託事業収益		7, 068, 600
	漁港管理委託事業収入	7, 068, 600
漁港管理委託事業直接費		6, 688, 199
	漁港管理委託事業支出	6, 688, 199
漁港管理委託事業総利益 （収益 － 直接費）		380, 401